

※このお知らせは、平成25年度厚生労働省予算案に基づくものです。

中小企業の事業主の皆さまへ

平成25年3月31日をもって 「中小企業基盤人材確保助成金」は 廃止を予定しています。

「中小企業基盤人材確保助成金」は、健康、環境分野等への新分野進出（創業・異業種進出）を行う中小企業者が、中小企業労働力確保法に基づく**改善計画**※を作成して都道府県知事の認定を受け、新たに経営基盤を強化するための人材を雇い入れた場合に、一定額を支給する制度です。

※ 改善計画とは、中小企業の事業主や事業協同組合等が労働時間等の設定の改善、男女雇用機会均等および職業生活と家庭生活との両立、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実などの雇用管理の改善について取り組む計画のことです。助成金を受けるためには、改善計画を都道府県知事に提出し、認定を受けることが必要です。

この助成金は、平成25年3月31日で廃止の予定です。
その場合、4月以降の取扱いは次のようになります。

既に改善計画の認定を受け、
計画を実施中の事業主

4月以降も、これまでどおり
助成金の支給申請が可能です。

新たに利用をお考えの事業主

平成25年3月31日までに
都道府県に改善計画を提出
した場合は、4月以降でも
助成金の支給申請が可能です。

詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク